



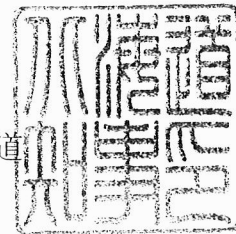
野 生 第 3 5 1 号

令和 5 年 (2023 年) 8 月 3 日

北海道環境審議会

会長 中村 太士 様

北海道知事 鈴木 直道



令和 5 年度 (2023 年度) エゾシカの可猟区域及び期間等について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。) 第 12 条第 6 項及び第 14 条第 4 項において準用する法第 4 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度 (2023 年度) エゾシカの可猟区域及び期間等について諮問します。

< 諮問の理由 >

道では、エゾシカの適正な個体数管理を図るため、エゾシカの生息数、事故防止及び生態系への影響等を踏まえ、令和 5 年度 (2023 年度) エゾシカの可猟区域及び期間等を定める必要があることから、意見を求めるものです。

(環境生活部自然環境局野生動物対策課)



環 境 審 第 11 号

令和5年(2023年)8月3日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境審議会会長 中村 太士



令和5年度(2023年度)エゾシカの可猟区域及び期間等について(答申)

令和5年8月3日付け野生第351号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので答申します。